社会福祉法人民生会行動計画

職員がその能力を発揮 し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　令和 5 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日までの４年間

2．内容

目標１：育児休業を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う 相談窓口の設置。

＜対策＞

●令和５年　５月～　管理職への聞取りによる実態把握

●令和６年　４月～　研修内容の検討

●令和６年 10 月～　研修の実施

目標２：年次有給休暇取得の促進。全職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり 年間８日 以上とする。

＜対策＞

●令和６年　４月～　年次有給休暇取得の実態の把握

●令和６年　４月～　取得しやすい環境への取り組み

(取得率の低い職員へシフトの調整を行い、取得を促す)